

平成 27 年 12 月 議会 議案説明資料

1. 福岡市地区計画及び集落地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例案 (議案第 251 号) 1 頁
2. 福岡市営住宅条例等の一部を改正する条例案 (議案第 252 号) 11 頁
3. 都市公園等に係る指定管理者の指定について (非公募) 22 頁
議案第 267 号 舞鶴公園及び東平尾公園
4. 都市公園等に係る指定管理者の指定について (公募) 28 頁
議案第 268 号 小戸公園及び生の松原海岸森林公園
議案第 269 号 西部運動公園
議案第 270 号 今津運動公園
議案第 271 号 桧原運動公園
議案第 272 号 青葉公園
議案第 273 号 西南杜の湖畔公園
議案第 274 号 友泉亭公園
議案第 275 号 楽水園
議案第 276 号 松風園
議案第 278 号 月隈北緑地
議案第 279 号 アイランドシティ中央公園
議案第 280 号 福岡市雁の巣レクリエーションセンター
5. 平成 27 年度公営住宅 (城浜住宅) 新築工事請負契約の締結について (議案第 293 号) 57 頁
6. 土地区画整理事業の施行者管理地の管理のかしに基づく損害賠償額の決定について (議案第 300 号) 65 頁

平成 27 年 12 月 18 日
住 宅 都 市 局

1. 福岡市地区計画及び集落地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例案（議案第251号）

1 理由

香椎照葉三丁目西地区地区計画及び天神明治通り地区地区計画の区域における適正な都市機能と健全な都市環境を確保するため、福岡市地区計画及び集落地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正するもの。

2 概要

平成27年8月4日に都市計画審議会に諮り、同年9月28日に都市計画決定し告示した香椎照葉三丁目西地区地区計画並びに変更し告示した天神明治通り地区地区計画においては、都市計画法の規定に基づく地区整備計画として、建築物に対する制限（建築物等の用途の制限、壁面の位置の制限等）を定めている。

この都市計画法による建築物の制限をより確実なものとするため、建築基準法（第68条の2第1項）に基づく福岡市地区計画及び集落地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例について、以下のとおり改正し、建築物に対する制限に関し必要な事項を定めるもの。

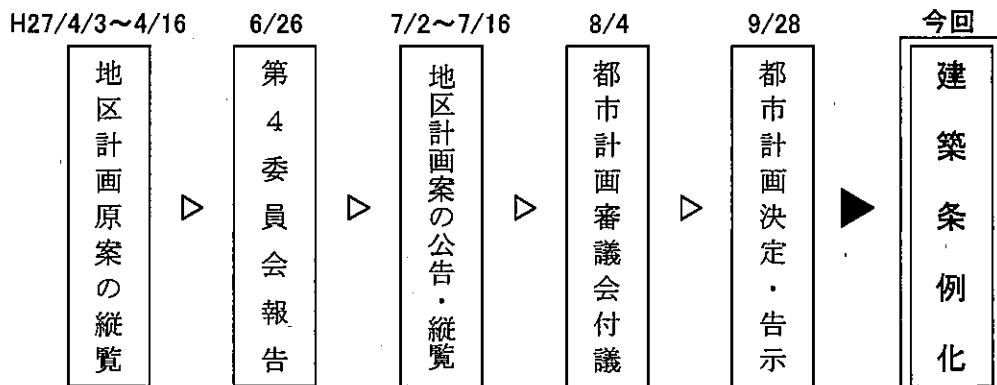
- (1) 別表第1に、本条例が適用される区域として香椎照葉三丁目西地区地区整備計画区域を追加し、天神明治通り地区地区整備計画区域については、再開発等促進区が定められたことから、項の位置を変更する。
- (2) 別表第2に、香椎照葉三丁目西地区地区整備計画区域内の建築物に関する制限を設け、天神明治通り地区地区整備計画区域内の建築物に関する制限を改める。

なお、当該地区計画については、平成27年6月26日第4委員会に報告の後、平成27年8月4日都市計画審議会に諮問し、了承する旨の答申を受けている。

3 施行期日

この条例は、公布の日から施行する。

（参考）都市計画決定手続き等



〈新旧対照表〉

別表第1(抄)

(旧)

名称	区域
	(略)
香椎照葉三丁目東地区地区整備計画区域	福岡都市計画地区計画香椎照葉三丁目東地区地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められた区域
香椎照葉四丁目東地区地区整備計画区域	福岡都市計画地区計画香椎照葉四丁目東地区地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められた区域
	(略)
天神二丁目第2地区地区整備計画区域	福岡都市計画地区計画天神二丁目第2地区地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められた区域
変更 (削除)	天神明治通り地区地区整備計画区域
薬院大通り西地区地区整備計画区域	福岡都市計画地区計画天神明治通り地区地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められた区域
	(略)
天神二丁目西地区地区整備計画区域	福岡都市計画地区計画天神二丁目西地区地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められた区域
六本松四丁目東地区地区整備計画区域	福岡都市計画地区計画六本松四丁目東地区地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められた区域
	(略)

別表第1(抄)

(新)

名称	区域
	(略)
香椎照葉三丁目東地区地区整備計画区域	福岡都市計画地区計画香椎照葉三丁目東地区地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められた区域
追加	香椎照葉三丁目西地区地区整備計画区域
香椎照葉四丁目東地区地区整備計画区域	福岡都市計画地区計画香椎照葉四丁目東地区地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められた区域
	(略)
天神二丁目第2地区地区整備計画区域	福岡都市計画地区計画天神二丁目第2地区地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められた区域
薬院大通り西地区地区整備計画区域	福岡都市計画地区計画薬院大通り西地区地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められた区域
	(略)
天神二丁目西地区地区整備計画区域	福岡都市計画地区計画天神二丁目西地区地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められた区域
変更 (追加)	天神明治通り地区地区整備計画区域
六本松四丁目東地区地区整備計画区域	福岡都市計画地区計画六本松四丁目東地区地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められた区域
	(略)

別表第2(抄)新旧対照

(旧)

計画地区	ア	イ	(略)	オ	(略)	キ	ク	(略)			
	建築してはならない建築物	建築物の容積率の最高限度		建築物の敷地面積の最低限度		(ア)	(イ)				
				平方メートル			(ウ)				
(略)											
香椎照葉三丁目東地区 地区整備計画区域	(従前と内容の変更がないため省略)										
香椎照葉四丁目東地区 地区整備計画区域	(従前と内容の変更がないため省略)										
(略)											
天神二丁目第2地区地 区整備計画区域	(従前と内容の変更がないため省略)										
変 更 (削 除)	天神明治通り地区地区 整備計画区域	天 神 一 丁 目 第 1 地 区	(1) 風俗営業及び店舗型性 風俗特殊営業に供する 建築物 (2) 法別表第2(へ)項第 2号及び(と)項第3 号に掲げる工場				1 建築物の外壁若し くはこれに代わる柱又 は建築物に附属する門 若しくは塀で高さ2 メートルを超えるもの 2 建築物の外壁若し くはこれに代わる柱又 は建築物に附属する門 若しくは塀で高さ2 メートルを超えるもの (福岡都市計画道路天 神通線との敷地境界線 と建築物の1階部分の 外壁までの距離が4 メートル以上である場 合を除く。)	(1) 市道天神2号線との敷地境界線 (2) 市道天神10号線及び福岡都市計画道 路千代大手門線との敷地境界線 福岡都市計画道路天神通線との敷地境界 線	4 2 2		
			(1) 風俗営業及び店舗型性 風俗特殊営業に供する 建築物 (2) 法別表第2(へ)項第 2号及び(と)項第3 号に掲げる工場	敷地面積 が1,000平 方メート ル未満の 建築物	10分の70		建築物の外壁若しくは これに代わる柱又は建 築物に附属する門若し くは塀で高さ2メート ルを超えるもの	(1) 市道天神3号線との敷地境界線 (2) 市道天神2号線との敷地境界線 (3) 福岡都市計画道路千代大手門線との 敷地境界線	5 4 2		
薬院大通り西地区地区 整備計画	(従前と内容の変更がないため省略)										
(略)											
天神二丁目西地区地区 整備計画区域	(従前と内容の変更がないため省略)										
六本松四丁目東地区地 区整備計画区域	(従前と内容の変更がないため省略)										
(略)											

別表第2(抄)新旧対照

(新)

計画地区	ア 建築してはならない建築物	イ 建築物の容積率の 最高限度	(略)	オ 建築物の敷地面積の最 低限度	(略)	キ 外壁等の面から敷地境界線までの距離の最低限度			ク 壁等を建築してはならない部分	(略)					
						(ア)	(イ)	(ウ)							
						平方メートル		メートル							
(略)															
香椎照葉三丁目東地区 地区整備計画区域		(従前と内容の変更がないため省略)													
追加	香椎照葉三丁目西地区 地区整備計画区域	(1) マージャン屋、ばらん こ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券 売場その他これらに類するもの (2) カラオケボックスその他これに類するもの		500(公民館、集会所 その他これらに類する 建築物で地区内住民の 社会教育活動又は自治 活動の用に供する建築 物の敷地を除く。)		建築物の外壁又はこれ に代わる柱(歩廊、渡 り廊下その他これらに 類する建築物の部分 で、歩行者の利便に供 するものを除く。)	(1) 市道香椎照葉4414号線並びに市道香 椎照葉4474号線及び市道香椎照葉 4475号線の各一部並びに隣地(都市 計画の計画図において3メートルの 壁面の位置の制限がある旨の表示が なされている部分に接する部分に限 る。)との敷地境界線 (2) 市道香椎照葉4474号線及び市道香椎 照葉4475号線の各一部、市道香椎照 葉4575号線並びに隣地(都市計画の 計画図において2メートルの壁面の 位置の制限がある旨の表示がなされ ている部分に接する部分に限る。) との敷地境界線 (3) 前2号に掲げる敷地境界線以外の隣 地との敷地境界線	3 2 1							
香椎照葉四丁目東地区 地区整備計画区域		(従前と内容の変更がないため省略)													
		(略)													
天神二丁目第2地区地 区整備計画区域		(従前と内容の変更がないため省略)													
薬院大通り西地区地区 整備計画		(従前と内容の変更がないため省略)													
		(略)													
天神二丁目西地区地区 整備計画区域		(従前と内容の変更がないため省略)													
変更 (追加)	天神明治通り地区地区 整備計画区域	再開 発等促 進区	(1) 風俗営業及び店舗型性 風俗特殊営業に供する 建築物 (2) 建築物の最上階及びそ の直下階以外の部分を 法別表第2(い)項第 1号から第3号までに 掲げる用途に供する建 築物 (3) 法別表第2(へ)項第 2号及び(と)項第3 号に掲げる工場			建築物の外壁若しくは これに代わる柱又は建 築物に附属する門若し くは塀(歩廊、渡り廊 下その他これらに類す る建築物の部分で、歩 行者の利便に供するも のを除く。)	都市計画道路千代大手門線、都市計画道 路天神通線、市道天神2号線、市道天神3 号線、市道天神5号線及び市道天神10号線 との敷地境界線	2	広場A、広場B、広場C、広場 D、広場E、広場F、広場G、広 場H、広場I、広場J、広場K、 広場L、広場M、広場N、広場O 及び広場Pの区域内の部分(地上 部の広場にあっては床面(屋外の 1階部分に設置される広場にあつ ては、地盤面)からの高さが5メー トルを、地下部の広場にあっては 床面からの高さが2.5メートルを超 える建築物の部分及びこれを支え る柱で広場の利用上支障がないも の並びに階段等を除く。)						
六本松四丁目東地区地 区整備計画区域		(従前と内容の変更がないため省略)													
		(略)													

福岡都市計画 地区計画の決定及び変更（福岡市決定）

